

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

印西市は、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

印西市教育委員会

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務
②事務の概要	印西市特別支援教育就学奨励費支給規則に基づき、小学校若しくは中学校の通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する児童生徒又は特別支援学級の児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務を行っている。 ①申請により、個人番号を利用して住民票に基づく世帯員の状況及び世帯員の所得状況等を審査し、就学奨励費の支弁区分を決定する。 ②支弁区分決定通知書を申請者に送付する。 ③支給対象者の指定する預金口座に就学奨励費を直接振り込む。
③システムの名称	就学援助システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 特別支援教育就学奨励費支給情報ファイル 2. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項 ・印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 ・条例第4条第1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の提供に関する規則第7条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育部学務課 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2 電話 0476-42-5111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1. ③システムの名称	(仮称)就学援助システム(平成28年度導入予定)	就学援助システム	事後	
平成29年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	第19条第14号	第19条第14号	事後	
平成29年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年6月29日	I 5. ②所属長の役職名	学務課長 坂木 武伸	学務課長	事後	
平成30年6月29日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月29日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部情報管理課	総務部総務課	事後	
令和1年6月28日	II 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による新設

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	(情報提供の根拠) ・なし(特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	
令和2年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月30日	IV 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和3年6月30日	IV 4. 委託先における不正な 使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和4年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月30日	項目	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	事後	
令和4年6月30日	項目	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	事後	
令和4年6月30日	提出時期に係る説明	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	変更前の記載を省略	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 1. ②事務の概要	③対象者からの委任により、学校をとおして就学奨励費を対象者に支給する。	③支給対象者の指定する預金口座に就学奨励費を直接振り込む。	事後	
令和5年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月27日	I 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項	事後	
令和6年9月27日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の提供に関する規則第7条	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の提供に関する規則第7条	事後	
令和6年9月27日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月27日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	